		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
その他の補償	他車運転危険補償特約	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金 等	記名被保険者やそのご家族等が借りたお車を運転中の事故により法律上の損害賠償責任を負う場合等に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険・傷害一時金保険等(それぞれ、適用される他の特約を含みます。)でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。また、対物賠償責任保険と車両保険をご契約の場合には、借りたお車に損害が生じたことによる持ち主に対する法律上の損害賠償責任についても、ご契約の車両保険の内容にしたがって保険金をお支払いします。
	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任保険金	国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。 ・日常生活に起因する偶然な事故 ・記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	レンタカー費用補償特約	レンタカー費用保険金	ご契約のお車の事故や故障*1により必要となった、レンタカーを使用する場合の費用に対して、1日について保険金日額を限度に保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日以内に使用されたレンタカーの費用がお支払いの対象となります。
	車内携行品補償特約	車内携行品保険金	偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に積載された個人が所有する日用品に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。
	ファミリーバイク特約	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金(または自損事故傷害特約*2の死亡保険金 等)等	原動機付自転車*3を使用中の事故等により、記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車*3に乗車中に生じた人身傷害事故(または自損事故)による損害について、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険(または自損事故傷害特約*2)・傷害一時金保険・対物超過修理費特約・入院時選べるアシスト特約でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。

※ 対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、自損事故傷害特約*2および無保険車事故傷害特約*4が自動セットされます。

*1 故障の場合は、ご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送されたときに限ります。

*2 自損事故傷害特約では、補償を受けられる方が自損事故により①死亡された場合には、死亡保険金②後遺障害を被られた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金③医師等の治療を必要とした場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。④また、弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合に、介護費用保険金をお支払いします。

*3 総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。

*4 無保険車事故傷害特約では、補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、後遺障害を被られた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、無保険車傷害保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険、トータルアシスト	総合自動車保険
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約
弁護士費用特約	弁護士費用等補償特約(自動車)
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコノミー車両保険(車対車+A)	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
限定A	車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険

ペットネーム・略称	正式名称
車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
おくるま搬送時選べる特約	車両搬送時の諸費用補償特約
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠責)
家族限定特約	運転者家族限定特約
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約
TAP	一般自動車保険
ドライバー保険	自動車運転者保険

※ 申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

東京海上日動のホームページのご案内

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。

●契約者さま専用ページ
(個人のご契約者に限ります。)

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番・110番

受付時間：24時間365日

携帯電話のアドレス帳登録はこちら ▶
(「ア」行に登録できます)

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-691-300

受付時間：午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

A26-87610 10.03 新(部)
0108-GJ02-09034-2010年2月作成

東京海上日動　　自 動 車

Total assist
自動車保険

2010年7月1日
以降始期用

本冊子は「トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)」のパンフレット兼重要事項説明書です。

東京海上日動のモバイルサイトはこちら!
トータルアシスト自動車保険の商品内容をご説明しています。

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。

商品パンフレット兼重要事項説明書

申込書別紙

東京海上日動は、

「3つの基本補償」と「3つの基本特約」で安心をお届けします。

「3つの基本補償」と「3つの基本特約」は、一部の条件を除き、それぞれご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

トータルアシスト自動車保険は、以下1、2の条件をいずれも満たすノンフリート契約の場合にご契約いただけます。

1 記名被保険者が個人

記名被保険者とは…
補償の中心となる方をいいます。
ご契約のお車を主に使用される方1名をご契約時に設定いただきます。

2 ご契約のお車が主な自家用車＊1

主な自家用車とは…
お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

＊1 事業にのみ使用するお車を除きます。
具体的には…
ご家庭で使用するファミリーカーや、個人事業主の方で事業以外にもご家庭で使用するお車の場合に、トータルアシスト自動車保険をご契約いただけます。

トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）（商品のしくみ） 契約概要

3つの基本補償・3つの基本特約は、一部の条件を除き、自由に組み合わせていただくことが可能です。

トータルアシスト自動車保険では、原則として人身傷害保険が自動セットされます。例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。

	賠償に関する補償 P.3	ご自身の補償 P.4	お車の補償 P.5
3つの基本補償	**賠償責任保険** [対人賠償責任保険、対物賠償責任保険] 相手方の治療費や修理費等をお支払いします。 ＋ 対物超過修理費特約	**傷害保険** [人身傷害保険、傷害一時金保険] ご自身・ご家族・乗車中の方の治療費等をお支払いします。	**車両保険** ご契約のお車の修理費等をお支払いします。 ＋ 車両全損時諸費用補償特約
＋ 3つの基本特約	**弁護士費用特約** （もらい事故アシスト） 保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。	**入院時選べるアシスト特約** （入院時選べるアシスト） 事故で3日以上入院されたときにしっかりサポートします。	**おくるま搬送時選べる特約** （おくるま搬送時選べるアシスト） レッカー搬送された場合等、レンタカーや宿泊施設のご案内および費用の補償等しっかりサポートします。

記名被保険者またはそのご家族が、人身傷害保険、個人賠償責任補償特約またはファミリーバイク特約をご契約される場合で、既に他の保険でこれらと同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

さらに、その他の特約・アシストもご用意しています。(P.6、7)

もくじ contents

トータルアシスト自動車保険の商品内容 ……P.3〜7

I ご契約時にご確認いただきたいこと ……P.8〜16

II ご契約後にご注意いただきたいこと ……P.17

III お支払いする保険金の概要一覧 ……P.18〜19

※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

[マークのご説明]

- 契約概要：ご契約いただく保険の、特に重要な情報です。
- 注意喚起情報：お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。
- 申込書：申込書上で確認していただきたい項目です。
- 用語解説：用語を解説しています。

用語の解説

配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(以下の要件をすべて満たす方をいいます。)を含みます。
①婚姻意思を有すること。
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
※婚約とは異なります(婚約者は配偶者に含めません。)。

ご家族 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。

おまかせください！ 万が一の自動車事故や、日常生活でのトラブルも安心です！

おくるま搬送時選べる特約＆車両搬送費用補償特約 詳細はP.5,7

安心1 **業界最高水準**のレッカー搬送距離！
レッカー搬送やその後の引取にかかる費用をそれぞれ10万円まで補償します。搬送・引取とも、およそ100kmまでの距離に対応できます。
※2009年10月時点のデータ

安心2 タクシー代(1万円限度)や宿泊費用等**5万円**までお支払い！

安心3 東京海上グループのロードサービス提供会社が**約200名の専属体制**でサービス提供！

入院時選べるアシスト特約 詳細はP.4

安心1 入院時の差額ベッド代やホームヘルパー等の様々な出費を**19種類のメニュー**で補償！

安心2 サービスのご利用限度額は入院**3日目に10万円分**、その後**1日あたり1万円ずつ加算**(180万円が上限)！

安心3 各種メニュー手配から費用のお支払いまで**専用サポートデスク**が対応！

メディカルアシスト 詳細はP.7

安心1 お客様専用コールセンターに救急の**専門医および看護師が「常駐」**！

安心2 お客様の症状に応じて**全国45万件の医療機関**等をデータベースからご案内！

安心3 30以上の診療分野ごとに**専門医への相談が可能**！

事故時の対応は東京海上日動におまかせください！

事故時の損害サービス

24時間・365日、日本全国をカバーする245か所＊2の損害サービス拠点にて、万が一の事故の際、正確・迅速かつまごころを込めて安心をご提供します。全国に配置された多数のスタッフが弁護士、顧問医等の専門家とともに、長年培った経験とノウハウでお客様の様々なご相談に応じています。
＊2 2009年12月末現在

賠償に関する補償

契約概要

賠償に関する補償	ご自身の補償	お車の補償
賠償責任保険 ＋ 弁護士費用特約	傷害保険 ＋ 入院時選べるアシスト特約	車両保険 ＋ おくるま搬送時選べる特約

これらの補償・特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

【基本補償】 / 保険金をお支払いする場合

他人にケガをさせてしまったときは？

対人賠償責任保険

保険金額は無制限をおすすめします。

ご契約のお車の事故により、**他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします（ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。）。

【ご参考】対人賠償高額判決例

認定総損害額	相手方	被害内容
3億8,281万円	会社員（男29歳）	後遺障害
3億5,978万円	大学研究科在籍（男25歳）	後遺障害

他人の物を壊してしまったときは？

対物賠償責任保険

保険金額は無制限をおすすめします。

ご契約のお車の事故により、**車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度*1に保険金をお支払いします。*2*3

*1 保険金額が30億円を超える場合、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故等は、30億円が限度となります。
*2 免責金額（自己負担額）が設定されている場合は、これを差し引いた額をお支払いします。
*3 相手方の財物の時価額を超える修理費をお支払いすることはできません。

【ご参考】対物賠償高額判決例

認定総損害額	事故状況	被害物
1億3,580万円	車両衝突事故	店舗
1億2,036万円	踏切内、電車衝突事故	電車・沿線家屋

相手方の車の修理費が時価額を超えるときは？

対物超過修理費特約　オプション

（対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

対物賠償責任保険で補償する事故で、**相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合**に、損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行ったときに限り、**差額分の修理費**に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします（1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。）。

過失割合によっては、相手方にも修理費用の一部負担が生じます。
<例>補償を受けられる方の過失割合80%、
相手方の過失割合20%
相手方の車の時価額が60万円、
修理費が100万円

注意喚起情報　保険金をお支払いしない主な場合

共通
- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、**損害賠償責任が加重**された場合、その加重された部分の損害
- ご契約者、記名被保険者等の**故意**によって生じた損害
- **台風**、**洪水**または**高潮**によって生じた損害
- **地震・噴火・津波**によって生じた損害
- 記名被保険者以外の補償を受けられる方の故意によって生じた損害（その方が損害賠償責任を負担する部分）
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害　等

対人賠償責任保険
ご契約のお車の事故により、以下の方にケガをさせてしまい、それによって補償を受けられる方が被った損害　等
①**記名被保険者**　②ご契約のお車を**運転中の方**　③**補償を受けられる方**または②の、**父母・配偶者**または**子**　④補償を受けられる方の業務に従事中の**使用人**

対物賠償責任保険・対物超過修理費特約
ご契約のお車の事故により、以下の方の所有、使用または管理する財物を壊し、それによって補償を受けられる方が被った損害　等
①**記名被保険者**　②ご契約のお車を**運転中の方**　③**補償を受けられる方**　④②または③の、**父母・配偶者**または**子**

※ご契約いただく補償・特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」（P.18）をご参照ください。

示談交渉

（対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、個人賠償責任補償特約（P.6））

相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。

○**以下の場合は示談交渉できません。**
- 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
- 相手方へ損害賠償請求を行う場合　等

この2つの場合は、以下の「弁護士費用特約」がお役に立ちます。

【基本特約】 相手方との交渉

もらい事故アシスト

弁護士費用特約　オプション

●事故受付時間／24時間（365日対応）

ご契約のお車の事故で**相手方に法律上の損害賠償請求をするため**に弁護士費用等がかかったときに、1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者およびそのご家族*4は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。

*4 これらの方が運転中の場合は、同乗者やそのお車の所有者（そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。）を含みます。

もらい事故とは？

信号待ちで停車中に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。 ▶ ご要望により弁護士に示談交渉を依頼することができます。その際の弁護士費用等をお支払いします。

※「もらい事故」は自動車保険の賠償事故のうち、約3件に1件の割合で発生し、全国で年間約200万人以上の方が「もらい事故」にあっていると推計されます（東京海上日動の2007年度事故統計等から推計）。
※ すべてのご契約に弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用（1事故について補償を受けられる方1名あたり10万円限度）を補償する法律相談費用補償特約が自動セットされます。お支払いする保険金等の詳細は「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」（P.18）をご参照ください。

ご自身の補償

契約概要

賠償に関する補償	ご自身の補償	お車の補償
賠償責任保険 ＋ 弁護士費用特約	傷害保険 ＋ 入院時選べるアシスト特約	車両保険 ＋ おくるま搬送時選べる特約

これらの補償・特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。人身傷害保険については、P.1、2の記載をご確認ください。

【基本補償】 / 保険金をお支払いする場合

お車に乗車中の事故によりケガをしたときは？ / 歩行中に車との接触により、ケガをしたときは？

人身傷害保険

お車の運行に起因する事故等で生じたケガによる治療費・休業損害あるいは死亡による逸失利益・精神的損害等、補償を受けられる方1名について、過失割合にかかわらず保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。

［ 補償の対象となる事故の範囲 ］

ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族	
ご契約のお車に乗車中の事故の補償	ご契約のお車以外のお車*5に乗車中の事故の補償（記名被保険者およびそのご家族が運転中*6の事故は、同乗者も補償されます。）	歩行中の、お車との接触等による事故の補償

※ ご契約のお車に乗車中の方、記名被保険者およびそのご家族以外の、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者は、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

「ご契約のお車に関する人身傷害事故限定補償特約」をご契約いただくことで、すべての補償を受けられる方について補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定し、保険料を割安にすることができます。

*5 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車等は対象外です。
*6 駐車または停車中の場合、事業用のお車を運転中の場合等を除きます。

相手方が無保険車のときは…他のお車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名について2億円（保険金額が無制限の場合は無制限）を限度に保険金をお支払いします。

例： 事故で相手方の過失割合が60%、補償を受けられる方の過失割合が40%。総損害額*7が8,000万円であった場合。

人身傷害保険なし（相手方が認定する損害額が8,000万円であった場合）
相手方の過失 60%　4,800万円 相手方から賠償
補償を受けられる方の過失 40%　3,200万円 補償なし

人身傷害保険あり
相手方の過失 60%（賠償金の支払いなし）
補償を受けられる方の過失 40%
8,000万円を補償（保険金額が8,000万円以上の場合）

補償を受けられる方の過失の有無・割合にかかわらず補償が受けられます。
ケガや死亡による総損害額*7を、過失割合にかかわらず保険金額を限度に補償します。
※ 補償を受けられる方の年齢や収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、適正な保険金額をご設定ください。
※ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた場合や、相手方から賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。
※ ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

相手方との交渉は不要です。
総損害額*7をご請求いただく場合は、東京海上日動が直接保険金をお支払いしますので、相手方との交渉は不要です。
*7 総損害額の認定は、約款に基づき東京海上日動が行います。

ケガをして5日以上入通院したときは？

傷害一時金保険
（人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の**入院・通院日数が通算して5日以上となった場合***8に、補償を受けられる方1名についてご契約時にお選びいただく保険金額（10万円または20万円）の全額をお支払いします。
*8 5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

注意喚起情報　保険金をお支払いしない主な場合（共通）

- 補償を受けられる方の**故意**または**重大な過失**によって、補償を受けられる方本人に生じた損害
- **極めて異常かつ危険な方法**でお車に乗車中の方に生じた損害
- **無免許運転**や**酒気帯び運転**によって、運転者本人に生じた損害
- 補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害
- **地震・噴火・津波**によって生じた損害
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- 補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）
- 補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害　等

※人身傷害保険をご契約されずに対人賠償責任保険をご契約のときは、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約が自動セットされます。お支払いする保険金等の詳細は「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」（P.19）をご参照ください。
※ご契約いただく補償・特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」（P.18）をご参照ください。

【基本特約】 入院中・退院後のサポート

入院時選べるアシスト

入院時選べるアシスト特約　オプション

●受付時間／午前9時～午後9時（365日対応）

人身傷害保険により補償の対象となる事故で3日以上入院した場合に、補償を受けられる方1名について**支払限度額***9**の範囲内で、ホームヘルパーや家庭教師の費用等の補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。**

*9 入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円）の支払限度額が加算されます。ただし、180万円を上限とします。

例えば、事故で3日以上入院された方が家事従事者ならホームヘルパーの費用、お子様なら家庭教師の費用、といったように、ライフステージに合わせた補償メニューを事故が起きてからお選びいただけます。 ▶ **入院時選べるアシストのご利用にあたっては** 補償メニューを選んで専用のサポートデスクに事前にお電話ください。手配から費用のお支払いまで、原則東京海上日動が行います（一部補償メニューでは、補償を受けられる方の立替となります。）。

※ 入院時選べるアシストは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
※ お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日を必要とする場合や、手配ができない場合があります。
※ ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
※ それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。
※ ご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。

お車の補償

契約概要

賠償に関する補償	ご自身の補償	お車の補償
賠償責任保険	傷害保険	車両保険
＋	＋	＋
弁護士費用特約	入院時選べるアシスト特約	おくるま搬送時選べる特約

「自動セット」と記載されていない補償・特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

【基本補償】

保険金をお支払いする場合

事故によりご契約のお車が壊れたときは?

車両保険

事故によりご契約のお車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。ご希望により一般条件、エコノミー車両保険(車対車+A)等をお選びいただき、1回目と2回目以降の車両事故のそれぞれについて免責金額(自己負担額)*1を設定いただきます。それぞれ対象となる事故の例は以下のとおりです。

一般条件

単独事故
- ■電柱・ガードレールに衝突
- ■あて逃げ
- ■車庫入れに失敗
- ■その他、墜落・転覆

エコノミー車両保険(車対車+A)

他のお車との衝突・接触*2
- ■お車同士の衝突
- ■二輪自動車・原動機付自転車との衝突

限定A

火災・台風・盗難等
- ■火災・爆発
- ■盗　難
- ■いたずら・落書・窓ガラス破損
- ■他物の飛来・落下
- ■台風・たつ巻・洪水・高潮
- ■その他、騒じょう・労働争議

*1 全損*3以外の場合には、損害額からご契約時に設定された免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。なお、**車対車免ゼロ特約**をご契約いただいた場合、お車同士の衝突や接触事故であり、かつ、相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。)およびその運転者または所有者が確認できる車両事故の場合で、適用される免責金額が3万円または5万円のときは免責金額なしで保険金をお支払いします。
*2 **エコノミー車両保険(車対車+A)の場合**は、相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。)およびその運転者または所有者が確認されたときに限り補償します。あて逃げで相手方が不明の場合等は補償されません。
*3 全損とは、ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。

ご契約のお車が全損*3となったときは?

車両全損時諸費用補償特約

オプション

(車両保険をご契約の場合にご契約いただけます。)

ご契約のお車が全損*3となった場合に、車両保険の保険金額の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてお支払いします(1事故について20万円が限度です。)。

*3 全損とは、ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。

さらに 新車が大きな損傷を受けたときに…

車両新価保険特約をご用意しています。

(原則として、ご契約のお車の満期日が初度登録年月または初度検査年月から37か月以内である場合にご契約いただけます。)

新たに購入したご契約のお車が、**事故**(盗難され発見されない場合を除きます。)**により大きな損傷*4を受け、新車に買い替えた場合等**に、実際にかかる新車再購入費用(車両本体価格+付属品+消費税)等を「協定新価保険金額*5」を限度に保険金としてお支払い(新価払)します。また、新車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

*4 大きな損傷とは、ご契約のお車が修理できない場合、ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となる場合またはご契約のお車の修理費が「協定新価保険金額*5」の50%以上となる場合(車体の内外装および外板部品を除いた本質的構造部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。)のいずれかに該当することをいいます。
*5 ご契約のお車の新車購入時の価格に基づき設定いただきます。

※ この特約には車両全損時諸費用補償特約が自動セットされます。

保険金をお支払いしない主な場合(共通)

- **パンク**等の**タイヤのみ**に生じた損害(ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に生じたタイヤの損害、火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。)
- ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人等の**無免許運転**や**酒気帯び運転**によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他**自然の消耗**
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- 法令により禁止されている**改造**を行った部分品または付属品に生じた損害
- **詐欺**または**横領**によって生じた損害
- **故障損害**
- **地震・噴火・津波**によって生じた損害
- ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金の受取人等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害　等

※ご契約いただく補償・特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」(P.18)をご参照ください。

車両保険をご契約いただいていない場合でも、おくるま搬送時選べる特約をご契約いただけます。

【基本特約】

事故・故障時の各種手配

おくるま搬送時選べるアシスト

おくるま搬送時選べる特約

オプション

●24時間365日対応

事故や故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合に、車両引取・緊急宿泊施設・代替交通手段・レンタカーのご案内および費用の補償、キャンセル費用の補償を行います。

※ 東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
※ 一定のご利用条件やご利用上限額があります(一部補償メニューでは、補償を受けられる方の立場となります。)。
※ 事前に東京海上日動へのご連絡なく独自に手配されますと、各種の案内や手配を行うことができません。

ロードアシスト

車両搬送費用補償特約およびサービス

自動セット

内容の詳細は、「その他のアシスト」(P.7)をご参照ください。

その他の特約

契約概要

「3つの基本補償・基本特約」のページでご説明した特約のほかにも、様々な特約をご用意しています。

「自動セット」と記載されていない特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

		補償内容
借りたお車で事故を起こしたときは?	**他車運転危険補償特約** 自動セット (車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。)	記名被保険者やそのご家族*6が借りたお車を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故でも、**借りたお車の保険に優先して**、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。 ●法律上の損害賠償責任(対人・対物・車両*7)を補償 ●補償を受けられる方のケガを補償 〈ご注意ください〉 ・借りたお車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。 ・借りたお車には、記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車を含みません。 *6 別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合を除きます。 *7 ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りたお車自体に生じた損害に限ります。 ※記名被保険者の業務に従事中の使用人が、ご契約のお車の整備・修理・点検等の間の代替として臨時に借りたお車(主な自家用車に限ります。)を運転中(駐車または停車中を除きます。)の場合も、本特約で補償することがあります。
日常生活での賠償事故は?	**個人賠償責任補償特約**	国内外での**以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。*8 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 保険金額は、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円となります。 *8 この特約には賠償事故解決に関する特約が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
事故によりレンタカーが必要になったときは? レンタカー レンタカーとは… 道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。	**レンタカー費用補償特約** (車両保険およびおくるま搬送時選べる特約をご契約の場合にご契約いただけます。)	ご契約のお車の事故や故障*9により必要となった、**レンタカーを使用する場合の費用**について、保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日を限度とし、ご契約時にお選びいただく保険金日額の範囲内でレンタカーをご利用いただけます。 *9 故障の場合は、ご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送されたときに限ります。
お車に積んでいた日用品に損害が生じたときは?	**車内携行品補償特約**	偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容されまたはキャリアに固定された、**個人が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害**を補償します。損害額から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた金額を、原則として保険期間を通じて保険金額(10万円から100万円までの間で設定いただけます。)を限度に保険金としてお支払いします。
ファミリーバイクで事故を起こしたときは? ファミリーバイクとは… 原動機付自転車をいいます(総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。)。	**ファミリーバイク特約** (対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。また、「人身傷害あり」のタイプは人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。)	**ファミリーバイク(借りたファミリーバイクを含みます。)を使用中の事故**等により記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガ等について、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。「人身傷害あり」または「自損事故傷害あり」のいずれかのタイプをお選びいただけ、対人賠償責任保険*10および対物賠償責任保険*11の他に、人身傷害保険*12または自損事故傷害特約*13をそれぞれ適用します。 〈ご注意ください〉 ・運転者の年齢条件特約、家族限定特約または本人・夫婦限定特約をご契約されている場合も、これらの特約の条件にかかわらず、この特約での補償を受けられる方がファミリーバイクを使用中に起こした事故等は補償の対象となります。 *10 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するファミリーバイクでの対人賠償責任保険の補償の対象となる事故については、自賠責保険等で支払われるべき部分はお支払いしません。 *11 対物超過修理費特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にも適用されます。 *12 傷害一時金保険または入院時選べるアシスト特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にもそれぞれ適用されます。 *13 お支払いする保険金等の詳細は「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」(P.19)をご参照ください。
事故があっても等級をすえおくには?	**等級プロテクト特約** (一般用) (ノンフリート等級7等級(S)または7等級(F)~20等級が適用されるご契約の場合にご契約いただけます。)	保険期間中*14の1回目の保険事故*15に限り、更新前のご契約に適用される等級をすえおいて、ご契約に適用します。 *14 長期契約の場合、同一保険年度(初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれ始期日に応当する日から1年間をいいます。)中とします。 *15 等級すえおき事故(この特約を適用した等級すえおき事故を除きます。)やノーカウント事故を除きます。 ※ご契約に7等級が適用される場合、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。 ※車両保険、車内携行品補償特約、または他車運転危険補償特約の車両損害に係る保険事故については、事故の発生の日の翌日から7日以内に事故のご連絡がないときは、原則として等級すえおき事故としての取扱いができません。 ※ノンフリート等級別割引・割増制度についてはP.10をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

特約	内容
他車運転危険補償特約	・飛び石事故やあて逃げ等により借りたお車自体に生じた、補償を受けられる方に**法律上の損害賠償責任が発生しない損害** ・**無免許運転**や**酒気帯び運転**により、借りたお車を壊したことで生じた、その持ち主への法律上の損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害　等
個人賠償責任補償特約	・航空機、船舶、**車両**(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害　等
レンタカー費用補償特約	・発生した事故が、**ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に該当しないとき** ・**燃料の不足**や**バッテリー上がり**によりご契約のお車が走行不能となった場合　等
車内携行品補償特約	・自転車、サーフボード、ラジコン、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等に生じた損害 ・キャリアに固定された個人が所有する日用品の盗難　・個人が所有する日用品のさび・かびによる損害　等
ファミリーバイク特約	・補償を受けられる方が所有、使用または管理しているファミリーバイクを、補償を受けられる方の業務のために、使用人*16が運転している間に生じた事故による損害　等 *16 記名被保険者またはそのご家族のいずれかに該当する場合を除きます。

※ご契約いただく特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」(P.19)をご参照ください。

その他のアシスト

本冊子でご説明しているアシストは、特約とサービスから構成されています。特約名を記載しているアシストは、各々の特約の内容にしたがい補償をご提供します。サービスと記載しているアシストは、原則として無料でサービスをご提供します。なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

日常生活のサポート

事故防止アシスト（サービス）

自動セット

東京海上日動のホームページで、事故防止情報をご提供し、事故の予防をアシストします。

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

エリア別事故マップ

自動車事故多発地点や火災・盗難事故情報等をご提供します。

情報サイト「セイフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

安全運転情報サイト

ヒヤリハット映像を動画でご提供します。

防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

※ 実際の画面は変更となる場合があります。
※ 事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します（ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。）。

メディカルアシスト（サービス）

自動セット

おからだの「もしも」のときにアシストします。

●24時間365日受付

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。

＊ 実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。ただし、入院時遭べるアシスト特約で補償される場合があります。
※ メディカルアシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

事故現場での対応

事故現場アシスト（サービス）

自動セット

お客様が最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりアシストします。

●24時間365日対応

事故の際のアドバイス ▶ **初期対応** ▶ **24時間以内の状況報告**

事故現場でお困りの場合に、専門スタッフがお電話にてご相談を承り、状況に応じてアドバイスします。

事故のご連絡を受け付けた後、ご要望に応じて修理工場・病院等への各種手配や被害者への連絡等を行います。

初期対応を行った場合には、24時間以内にお客様へ状況をご報告します。

※ 事故現場アシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

事故・故障時のレッカー手配

ロードアシスト（車両搬送費用補償特約およびサービス）

自動セット

ご契約のお車について、事故・故障等の際のレッカー搬送、故障やお車のトラブル時の応急対応等でアシストします。

●24時間365日対応

車両搬送サービス

事故や故障、盗難によりご契約のお車が走行不能になった場合に、修理工場等までレッカー搬送を行います（1回の事故等について10万円を限度に補償します。）。

付帯サービス

●緊急時応急対応サービス
●燃料切れ時ガソリン配達サービス
●おクルマ故障相談サービス

※東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。
※車両搬送費用補償特約による補償の対象となる車両搬送費用については、保険金としてお支払いします。
※一定のご利用条件があります。詳細は「ご契約のしおり（約款）」に記載の「ロードアシスト利用規約」をご参照ください。
※ご利用にあたっては、必ず事前に東京海上日動までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、車両搬送費用補償特約による保険金をお支払いする場合があります。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

I ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約者と補償を受けられる方が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方にご説明ください。

以下の1〜18については申込書等の記載順序と一致しています。申込書等の記載内容と照らし合わせてご確認ください。ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

※保険契約継続証を発行している場合、「保険証券」に関する規定は、「保険契約継続証」と読み替えます。

1 保険期間および責任開始日時（保険の補償を開始するとき）

保険期間は原則1年間ですが、1年未満の短期契約や、1年超の長期契約とすることも可能です（一部例外があります。）。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

※長期契約の場合、長期契約に関する規定における保険年度とは、初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれ始期日に応当する日から1年間をいいます。

2 更新特約

「更新特約」がセットされているご契約は、しっかり更新サポートの対象となります。詳細は、「16満期を迎えるとき（しっかり更新サポート）」（P.15）をご参照ください。

3 記名被保険者

●記名被保険者について

記名被保険者の設定は、賠償責任保険や人身傷害保険の補償を受けられる方の範囲等を決定するうえで重要です。ご契約のお車を主に使用される方1名を設定します。「ご契約のお車を主に使用される方」とは、以下のいずれかの方をいいます。

（1）ご契約のお車を主に運転される方
（2）ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方（ご契約のお車の自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者）

●免許証の種類（色）について

始期日における記名被保険者の運転免許証の種類（色）（ゴールド・ブルー・グリーン）をご確認いただき申込書等に記載してください。記名被保険者が運転免許証を所有していない場合や国際運転免許証のみ所持している場合は、「その他」と記載してください。なお、ゴールドとゴールド以外では保険料が異なります。

<ご注意点>

免許更新手続きは、誕生日の前後1か月間（通算2か月間）可能ですので、以下いずれかの場合は、始期日時点で記名被保険者が所持している運転免許証の種類（色）がブルーであってもゴールド免許とみなすことができます。

①始期日時点でゴールド免許を所持できるが、更新していない場合
②始期日時点でゴールド免許を所持できるにもかかわらず、早期にブルー免許に更新した場合

！ 記名被保険者の運転免許証の種類（色）をご契約時に申込書等に正確に記載してください（更新前のご契約がTAPのご契約の場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。）。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4 ご契約のお車

・正しい保険料を算出するために、新規にご契約されるお車に関する自動車検査証等の写のご提出をお願いしています。お車を入れ替える場合も同様です。その他の必要な資料やリースカーの場合の資料については、代理店または弊社までお問い合わせください。
・原則として、ご契約のお車1台について1つの自動車保険契約のみ締結することができます。

・ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合、損害保険料率算出機構が定めた「料率クラス」を使用して保険料を算出します。「料率クラス」は型式ごとの保険成績に基づき年1回見直すため、補償内容やノンフリート等級が同一でも、「料率クラス」の変更に伴い保険料が更新前のご契約と異なる場合があります。

●お車の用途・車種について

お車の「用途・車種」の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき弊社が定めます。

●車両所有者について 契約概要

ご契約のお車の所有権を有する方（原則として自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方となります。申込書等上、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約のお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。）をいいます。

※所有権留保条項付売買契約や貸借契約のお車の場合は、車両保険金のお支払いの際、実際の車両所有者である売主や貸主からの保険金請求が必要です。

●お車の使用目的について 契約概要

ご契約のお車の使用目的が下表のいずれの区分に該当するかをご判断いただき申込書等に記載してください（区分により保険料が異なります。）。

※使用目的が正しく設定されている場合には、その使用目的以外で運転しているときも補償の対象となります。

使用目的の区分	基　準
業務使用	定期的かつ継続して*1業務（仕事）に使用する場合
通勤・通学使用	上記に該当せず、定期的かつ継続して*1運転者本人が自らの通勤・通学*2に使用する場合
日常・レジャー使用	上記のいずれにも該当しない場合

*1「定期的かつ継続して」とは、年間を通じて平均月15日以上使用する場合をいいます（「年間を通じて」とは、始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」に変更が生じた場合は、その時点から1年間をいいます。）。
*2「通勤・通学」には最寄り駅等への送迎を含みません。

！ ご契約のお車の使用目的をご契約時に申込書等に正確に記載してください（更新前のご契約がTAPのご契約の場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。）。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<「使用目的」早わかり>

スタート　ご契約のお車をお仕事（通勤を除きます。）でお使いになりますか？

- いいえ → ご契約のお車を通勤や通学にお使いになりますか？
- はい → お仕事ではご契約のお車を年間*1を通じ毎月何日ぐらいお使いになりますか？
  - 毎月15日未満 → ご契約のお車を通勤や通学にお使いになりますか？
  - 月によって異なる → 年間*1 180日以上お仕事でお使いになりますか？
    - いいえ → ご契約のお車を通勤や通学にお使いになりますか？
    - はい → 業務
  - 毎月15日以上 → 業務

ご契約のお車を通勤や通学にお使いになりますか？

- いいえ → 日常・レジャー
- はい → 通勤や通学にはご契約のお車を年間*1を通じ毎月何日ぐらいお使いになりますか？
  - 毎月15日未満 → 日常・レジャー
  - 月によって異なる → 年間*1 180日以上通勤や通学にお使いになりますか？
    - いいえ → 日常・レジャー
    - はい → 通勤・通学
  - 毎月15日以上 → 通勤・通学

	日常・レジャー	通勤・通学	業務
判定基準	「業務」「通勤・通学」のいずれにも該当しない場合をいいます。	「業務」に該当せず、定期的かつ継続して運転者本人が自らの「通勤・通学」（最寄り駅等への送迎を含みません。）に使用する場合をいいます。 **「通学」とは？** 次に示すような「学校」への登下校をいいます。 高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）・専修学校・専門学校・各種学校（予備校・服飾学校等、都道府県知事の認可を得たもの） ※介護ケアセンター等、学校教育法に定められていないものを除きます。	ご契約のお車を定期的かつ継続して「業務」（仕事）に使用する場合をいいます。 **「業務」とは？** 労働の対価を得るための行為をいいます（ボランティアは除きます。）。 **「定期的かつ継続して」とは？** 年間*1を通じて平均月15日以上使用する場合をいいます。
具体例	•冬の寒い時期はマイカー通勤するが、それ以外はバス通勤している。 •雨の日だけ、駅まで送り迎えしてもらっている。	•親は「日常・レジャー」に使用しているが、子供が毎日通学に使用している。 •マイカー通勤しているが、月に2〜3日は仕事に使うことがある。	•毎日、仕事にマイカーを使っている。 •毎朝子供を学校まで送っているが、自営業のため日中は仕事にマイカーを使っている。

*1「年間」とは、始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。

以下のような、**お車に関する割引**がありますので、十分ご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
新車割引	ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）に該当し、始期日（長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日）の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して25か月以内の場合	【別表1】 （長期契約の場合はその保険年度の保険料が対象）
イモビライザー割引	ご契約のお車に盗難防止装置（イモビライザー）*2を装着している場合	3%割引 （車両保険料が対象）
福祉車両割引	ご契約のお車が福祉車両*3の場合	3%割引 （保険料全体が対象*4）
Eco割引 （ハイブリッド車・電気自動車割引）	以下の条件をすべて満たす場合 •ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の場合 •自動車検査証等の「備考」に「ハイブリッド車」、「＊＊＊ハイブリッド車」と表示されている場合もしくは燃料電池自動車であることが表示されている場合、または「燃料の種類」に「電気」もしくは「CNG」と表示されている場合 •始期日（長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日）の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合 ※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します（Eco割引は適用されません。）。	3%割引 （保険料全体が対象*4） （長期契約の場合はその保険年度の保険料が対象）

*2 キーに埋め込まれている送信機のIDコードと、車両本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ電気的にエンジンが始動しない仕組みをいいます。
【確認方法】ご契約のお車のカタログ・パンフレット・注文書や購入元へのご照会等によりメーカー純正イモビライザー（標準装着またはメーカーオプション装着）の有無をご確認ください。その装置の有無を確認できない場合には、本割引は適用できません。なお、メーカーによっては【別表2】のとおり「イモビライザー」以外の名称を使用している場合もありますが、これらは本割引を適用できます。
*3 消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車をいいます。
【確認方法】ご契約のお車の自動車検査証等の「車体の形状」が「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」となっていることをご確認ください。または、ご契約のお車のパンフレット・取扱説明書等により、消費税が非課税となる自動車であることをご確認ください。
*4 ファミリーバイク特約、個人賠償責任補償特約、弁護士費用特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約の保険料には適用されません。

【別表1】

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	傷害一時金	車両保険
普通・小型	10%割引				6%割引
軽四輪	7%割引	2%割引	21%割引		1%割引

【別表2】（2009年12月現在）

メーカー（車名）	盗難防止装置名称	メーカー（車名）	盗難防止装置名称
フォード	PATS（パッシブアンチセフトシステム）	クライスラー	セントリーキー盗難防止装置
ローバーグループ	エンジンイモビライゼーション	アルピナ	EWS
アルファロメオ	アルファコード、アルファコードII	フィアット	フィアットコード、フィアットコードII
ゼネラルモーターズ	パスキーIII		

5 割増引制度

申込書

●ノンフリート等級別割引・割増制度について

ノンフリートのご契約では、1〜20等級の区分に応じて保険料が割引・割増される制度が採用されています。更新前の保険期間中の保険事故の有無および件数により、ご契約に適用される等級を決定します（決定された等級別の割増引率が、更新後のご契約に適用されます。）。

※ご契約の更新後に更新前のご契約に保険金のお支払いの対象となる事故が生じた場合、または「複数所有新規特則」の適用にあたり、更新後のご契約の保険期間が開始するまでの間に、「他の契約」としたご契約が解約された場合や保険事故が生じたことにより特則適用の条件に合致しなくなった場合等は、ご契約内容および保険料を変更することがありますのでご了承ください。
※トータルアシスト自動車保険とドライバー保険との間で等級を継承することはできません。
※更新前のご契約の等級が21等級以上の場合は、20等級と読み替えます（申込書等における表示も同様です。）。

（1）初めてご契約される場合

契約概要

初めてのご契約には6等級（S）が適用され、運転者の年齢条件に応じた【表1】（P.11）の割増引率が適用されます。

（2）ご契約を更新される場合

①原則として、更新前のご契約に適用される等級に対して、1年間保険事故がなかった場合は「1」を加え、保険事故があった場合は保険事故1件について「3」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します。*5*6 等級別の割増引率については、【表2】（P.11）をご参照ください。
②原則として、更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合は、7等級以上の等級を継承することができません。
③更新前のご契約の等級*7が1〜5等級および6等級（F）*8で下記のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の等級は、更新前のご契約の等級*7と同一になります。
a.更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。
b.更新前のご契約の解除日（失効となった場合は失効日）またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。
c.更新前のご契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替*9として新たにお車を取得されるとき。

*5【保険期間が1年を超える長期契約を更新した場合の等級】（等級すえおき事故、ノーカウント事故以外の保険事故が起こった場合）

更新前のご契約の等級 ＋ 更新前のご契約の保険期間（年数）ー更新前のご契約の保険期間中の事故件数（事故件数が保険期間の年数を超える場合は0とします） ー 更新前のご契約の事故件数×3

※更新後のご契約に更新前のご契約と同一の6等級または7等級が適用される場合は、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。更新後のご契約に更新前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。
※更新前のご契約の保険期間は、保険期間の中途で解約された場合は、始期日から解約日までの期間とします（1年未満を切捨てて整数年とします。なお、始期応当日に解約した場合は、1年経過したものとします。）。
同一保険年度内に複数の保険事故があった場合等、更新後のご契約に適用される等級が1年間を保険期間とするご契約を更新された場合と異なることがあります。

【保険期間が1年未満の短期契約を更新した場合の等級】（ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満となった場合を含みます。）
原則として更新後のご契約には更新前のご契約に適用される等級と同一の等級が適用されます（更新前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級が適用されます。）。なお、この場合、更新前のご契約に6等級または7等級が適用されているときは、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。更新後のご契約に更新前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。

*6 等級すえおき事故およびノーカウント事故は、取扱いが異なります（詳細は「6 前契約事故件数に関するご注意」（P.11）をご参照ください。）。
*7 保険事故が発生した場合は保険事故1件につき原則として「3」を引いた等級とします。
*8 6等級（F）の場合はa.およびb.のみ対象となります。
*9 廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

（3）ご契約のお車を譲渡された場合

ご契約のお車の譲渡に伴いご契約の権利および義務を譲渡された場合は、原則として等級は譲受人には継承されませんが、下記の場合等では等級が継承されることがあります。
①記名被保険者が配偶者間、同居の親族*10間で変更される場合
②個人事業主が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合（変更前と変更後のご契約のお車が同一*11で、事業内容が同一である場合に限ります。）
③上記①②以外で、お車の譲渡以外の理由による記名被保険者の変更があった場合（適用される等級が1〜5等級であるご契約に限ります。）

*10 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。
*11 同一とみなして取扱うことができる用途・車種を含みます。

（4）ご契約のお車の入替をされた場合

次の①〜③の条件がすべて満たされる場合に、入替前のご契約に適用される等級が入替後のご契約に継承されます。
①入替後のお車の所有者が次のいずれかに該当すること。
a. ご契約のお車の所有者*12　b. 記名被保険者*13　c. b.の配偶者　d. b.またはc.の同居の親族
②入替後のお車が、新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車または上記①に該当する方が既に所有しているお車であること。
③ご契約のお車と入替後のお車が同一の用途・車種*11に該当すること。

*12 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、貸借契約により借り入れたお車の場合は借主とします。
*13 車両保険のみのご契約の場合は、ご契約のお車の所有者とします。
*11 同一とみなして取扱うことができる用途・車種を含みます。

（5）2台目以降のお車を新たにご契約される場合（複数所有新規特則）

既に自動車保険（弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他の契約」といいます。）をご契約いただいている方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、以下の条件をすべて満たすときに限り7等級（S）からのご契約になり、運転者の年齢条件に応じた【表1】（P.11）の割増引率が適用されます。
①新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと。
②新たなご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*14が、既にご契約いただいている他の契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*14とそれぞれ同一*15であり、かつ、個人であること。
③他の契約に適用されている等級が11等級以上であること（弊社長期契約の場合、みなし等級*16が11等級以上であること。）。
④新たなご契約および他の契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車であること。
⑤新たなご契約の始期日が、他の契約の保険期間内にあること。

*14 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主とします。
*15 新たなご契約の記名被保険者が下記b.またはc.に該当し、新たなご契約のお車の所有者が下記a.〜c.のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。
a. 他の契約の記名被保険者　b. a.の配偶者　c. a.またはb.の同居の親族
*16 この場合は、他の契約に適用されている等級ではなく、みなし等級を以下の方法によって算出します。

「みなし等級」の算出方法

みなし等級 ＝ 他の契約に適用される等級 ＋{ 経過年数（他の契約の始期日から新たなご契約の始期日までの年数（端月数切り捨て）） −（A+B）}−3×A

A:経過年数内の等級すえおき事故以外の事故件数
B:経過年数内の等級すえおき事故件数
経過年数<A+Bとなる場合は{経過年数−（A+B）}=0とみなします。

（6）前契約が解除された場合

ご契約が解除された場合（ご契約者からのお申出により解約される場合を除きます。）、7等級以上の等級を継承することができません。*1新たなご契約を締結した後に、その前契約が解除された場合も同様です（この場合、新たなご契約に適用される等級を訂正し、差額保険料がある場合は請求します。）。

*1 6等級が適用されたご契約が解除された場合、更新後のご契約に6等級が適用されますが、このとき、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります（解除されたご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級が適用されます。）。また、更新後のご契約に解除されたご契約と同一の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、解除されたご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。

【表1】

年齢条件	年齢問わず	21歳以上	26歳以上	30歳以上	35歳以上
初めてのご契約（6等級（S））	25%割増	10%割増	5%割引		
複数所有新規特則（7等級（S））	10%割引	15%割引	28%割引		

【表2】

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率（%）	52	26	10	1	10	17	23	30	33	40	40	45	50	50	55	55	58	59	61	63
	割増			割引																

※一部の特約には、上記の割増引率が適用されません。※上記は2010年7月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

等級別割引・割増制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、前契約の等級、ご契約のお車の登録番号および保険事故の有無・件数等の確認を行っています。詳細は「18 個人情報の取扱い」（P.15）をご参照いただき、ご不明な点は弊社までお問い合わせください。

●その他割引制度について

＜複数所有新規特則（セカンドカー割引）＞

詳細につきましては、「●ノンフリート等級別割引・割増制度について （5）2台目以降のお車を新たにご契約される場合（複数所有新規特則）」（P.10）をご参照ください。

＜ノンフリート多数割引＞

3%割引または5%割引	保険料全体を対象に、1保険証券*2の契約台数が3〜5台の場合は3%、6台以上の場合は5%の割引を適用します（なお、ファミリーバイク特約、個人賠償責任補償特約、弁護士費用特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約の保険料には適用されません。）。

始期日時点でご契約者を記名被保険者として1保険証券*2で3台以上まとめてご契約の場合で、一定の条件を満たすときは、ノンフリート多数割引を適用できることがあります。ノンフリート多数割引をお申込みされる場合、記名被保険者とご契約者が同一であることをご確認のうえお申込みください。

※ 記名被保険者が以下の①〜④に該当する場合はご契約者と同一であるとみなします。ただし、以下の③または④に該当する場合は、他の項目に該当するご契約およびご契約者自らを記名被保険者とするご契約を含めることはできません。
①ご契約者の配偶者
②ご契約者またはその配偶者の同居の親族
③ご契約者がご契約のお車の所有権留保条項付売買契約上の売主であり、かつ、記名被保険者がその売買契約上の買主（買主が複数にわたる場合は、買主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限ります。）
④ご契約者がご契約のお車の賃貸借契約上の貸主であり、かつ、記名被保険者がその賃貸借契約上の借主（借主が複数にわたる場合は、借主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限ります。）

*2 団体扱・集団扱でご契約される場合は、始期日・保険期間・払込方法および代理店を同一として同時にご契約される場合に1保険証券とみなします。

6 前契約事故件数に関するご注意

等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の事故件数を、下記A〜Dに分けて、申込書等に記載してください。なお、事故の発生した時期によって、事故件数の取扱いが異なる場合があります。詳細は代理店または弊社にお問い合わせください。

A=対人賠償・自損事故傷害のいずれかを含む事故。ただしCの事故を除きます。
B=下記①〜③のいずれかに該当する事故

①車両事故（車両付随損害、身の回り品補償特約、車内携行品補償特約にかかわる事故を含みます。）のうち、火災・爆発・窓ガラス破損*3、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら*4、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故*3
②Cの事故
③上記①とノーカウント事故の組み合わせの事故
*3 他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。
*4 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。

【等級すえおき事故】…上記①〜③のいずれかに該当する保険事故の場合は、更新前のご契約に適用される等級をすえおいて（更新前のご契約に適用される等級から「3」を引きません。）、ご契約に適用します（ご契約に6等級または7等級が適用される場合、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。）。

C=等級プロテクト特約（一般用）により等級すえおきとなった事故
D=A、B、Cおよび下記ノーカウント事故以外の事故

【ノーカウント事故】…以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故は事故件数にカウントしません。

●対人臨時費用（2008年7月1日以降始期契約のみ）
●人身傷害保険（人身傷害補償保険）
●傷害一時金保険
●搭乗者傷害特約（一時金払）
●搭乗者傷害特約（日数払）
●法律相談費用補償特約
●弁護士費用特約（弁護士費用等補償特約）
●ファミリーバイク特約
〔ファミリーバイク特約（自損事故傷害あり）・ファミリーバイク特約（人身傷害あり）〕
●無保険車事故傷害特約
●入院時選べるアシスト特約
●車両搬送費用補償特約
●おくるま搬送時選べる特約
●レンタカー費用補償特約
●個人賠償責任補償特約
●2008年7月1日以降販売停止となったパーソナルセットプラン*5、盗難に関する代車等費用補償特約
●2010年7月1日以降販売停止となった搭乗者傷害保険、事故・故障時レンタカー費用補償特約、事故・故障時諸費用補償特約

*5 日常生活賠償責任補償特約、家族傷害補償特約、生活用動産補償特約、借家人賠償責任補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約、携行品損害補償特約、受託品賠償責任補償特約をいいます。

7 他の保険契約等がある場合

他の保険契約等とは、この保険契約以外にご契約されている、ご契約のお車を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

8 保険料の払込方法等

金融機関での口座振替やクレジットカード*6での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求します（保険料振替口座、クレジットカードの確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。）。

*6 クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。

●保険料の払込方法について 契約概要

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払	一時払
金融機関での口座振替*7、クレジットカード	○（5%割増*8）	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書（銀行等での振込み）	×	○

※保険期間を問わず、原則として始期日以降は、ご指定いただいた払込方法の変更はできません。
※お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱や、ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。

！ 払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

※ご契約時に保険料を払込みいただく方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合があります。
※分割払のご契約の場合、最終回目の分割払保険料は満期日の属する月に請求します。口座振替の場合、振替日が満期日以降となることがあります。

*7 •払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。
•弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。
*8 一定の条件を満たすご契約の場合、割増のない分割払でご契約できる場合があります。

●保険料の払込みが遅れたとき（払込猶予期間） 注意喚起情報

保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末*9、クレジットカード払、払込取扱票払、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。また、7〜20等級のご契約が解除となった場合、現在適用されている等級を継承することができなくなりますのであわせてご注意ください（詳細については、「●ノンフリート等級別割引・割増制度について （6）前契約が解除された場合」（P.11）をご参照ください。）。

*9 契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

9 ご確認事項

●過去1年間に解除となった契約が存在する場合は、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。
●ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車の総付保台数が10台以上ある場合は、フリート契約者としてTAPでご契約いただくことになりますので、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

10 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先等と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者*10が、それぞれ下表の範囲に該当するときに限られます（団体扱・集団扱のご契約には、団体扱・集団扱特約が自動セットされます。）。

	団体扱・集団扱特約によるご契約が可能な場合			
ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ②系列会社の社員の方*11　③退職者の方*11 *11 系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。詳細はお取扱い窓口にご確認ください。 ④弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方（役員・従業員等）			
記名被保険者の範囲	①ご契約者	②ご契約者の配偶者	③①または②の同居の親族	④①または②の別居の扶養親族
車両所有者*10の範囲	①ご契約者	②ご契約者の配偶者	③①または②の同居の親族	④①または②の別居の扶養親族

*10 所有権留保条項付売買契約によるお車、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主をいいます。

団体扱・集団扱でご契約の場合、以下の理由により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください（保険期間が2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。）。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等の理由により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④お勤め先等と弊社の間で交わしている「保険料の集金に関する契約書」に定められた保険契約者の人数に不足する場合
⑤保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害について、その後、弊社が集金事務を委託している集金者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことがありますのでご注意ください。

用語の解説

払込期日
保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は、原則として以下のとおり払込方法によって異なります。
口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月26日
クレジットカード・払込取扱票・請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末

11 補償内容の確認

申込書

ご契約される補償内容について、申込書等に記載されている内容をご確認ください。

事故時の補償範囲をお決めいただく大切な項目ですので、十分ご確認ください。

●運転される方の範囲・年齢条件について

契約概要 注意喚起情報

<家族限定特約(家族限定割引)、本人・夫婦限定特約(本人・夫婦限定割引)>

運転者をそれぞれ下記の方に限定することで、保険料が割安になります。

家族限定特約…記名被保険者およびそのご家族　　本人・夫婦限定特約…記名被保険者およびその配偶者

※限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<運転者の年齢条件>

記名被保険者や配偶者およびそれらの方の同居の親族等*1*2の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて運転者の年齢条件(a.年齢を問わず補償以外をいいます。)を設定いただくことで保険料が割安になります。

a.年齢を問わず補償　b.21歳以上補償　c.26歳以上補償　d.30歳以上補償　e.35歳以上補償

*1 これらの方の中で年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
*2 これらの方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

●免責金額(自己負担額)について

注意喚起情報

対物賠償責任保険・車両保険では、免責金額を設定する場合があります(ご契約に適用される免責金額については申込書等をご確認ください。)。車両保険には定額方式と増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式)があります。

※その他、あらかじめ免責金額が設定されている特約があります。

●保険金額の設定について

契約概要

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。なお、申込書等に保険金額の記載がない特約については、P.3～6および「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

[人身傷害保険金額](補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額)

補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額をご設定ください。

【約款に基づく損害額の目安(年齢別・有職者の場合)】

年　齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25歳	あ　り	8,000万円	1億5,000万円
	な　し	7,000万円	1億5,000万円
35歳	あ　り	8,000万円	1億4,000万円
	な　し	6,000万円	1億4,000万円
45歳	あ　り	8,000万円	1億4,000万円
	な　し	6,000万円	1億3,000万円
55歳	あ　り	6,000万円	1億1,000万円
	な　し	5,000万円	1億1,000万円

※原則として、3,000万円以上1,000万円単位の金額(ただし、2億円超は「無制限」)でのお引受けとなります。なお、約款に定める重度後遺障害(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合等をいいます。)の場合は、原則として保険金額の2倍の金額まで補償されます。
※実際の損害額の認定は、約款に基づき弊社が行います。

[車両保険金額](ご契約のお車についてお支払いする保険金の限度額)

「自動車保険車両標準価格表」等にしたがい、ご契約の締結時におけるご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および年式のお車の、市場販売価格相当額を保険金額としてご設定ください。また、車両新価保険特約をご契約の場合は、新車購入時の市場販売価格相当額を協定新価保険金額としてご設定ください。

※車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をご契約の場合は取扱いが異なります(ご契約のお車が特種用途自動車(キャンピング車)の場合にご契約いただけます。)。

【長期契約の第2保険年度以降の車両保険金額について】

第2保険年度以降の保険金額は、第1保険年度車両保険金額に右表の用途・車種別の保険年度別減価係数を乗じた後、5万円単位*3で設定します。このため、1年契約を毎年更新された場合の更新契約において設定いただく保険金額とは異なることがあります。

用途・車種 ＼ 保険年度		第2	第3	第4	第5	第6	第7
特種用途自動車(キャンピング車)以外	新車*4	0.80	0.65	0.55	0.45	0.40	0.35
	新車*4以外	0.90	0.80	0.70	0.60	0.55	0.50
特種用途自動車(キャンピング車)		0.80	0.65	0.55	0.45	0.40	0.35

*3 車両保険金額に5万円以外の端数がある場合、2.5万円未満は0万円に、2.5万円以上7.5万円未満は5万円に、7.5万円以上10万円までは10万円とします。
*4 ご契約のお車の初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して12か月以内の月に始期日が属する場合、そのご契約のお車を新車とみなします。

●自動セットされる主な特約について

一定の条件を満たす場合には、下表のとおり特約が自動セットされます。条件を満たさなくなった場合は、その時点で自動的に削除されます。

特約名	自動セットされる条件等
他車運転危険補償特約	車両保険のみご契約の場合を除きます。
年齢条件特約の不適用に関する特約	運転者の年齢条件特約をご契約の場合
自損事故傷害特約	対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合
無保険車事故傷害特約	対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合

特約名	自動セットされる条件等
車両価額協定保険特約	車両保険をご契約の場合
車両搬送費用補償特約	―
法律相談費用補償特約	―
更新契約の取扱いに関する特約	更新特約をご契約の場合は適用されません。
賠償事故解決に関する特約	個人賠償責任補償特約をご契約の場合

うっかりサポートについて

万が一の更新忘れ、年齢条件の変更忘れ、または家族限定特約や本人・夫婦限定特約の変更忘れの場合も、サポートします。

●更新契約の取扱いに関する特約

更新手続きを「うっかり」忘れてしまっても、一定の条件を満たす場合には、前契約の満期日の翌日から起算して30日以内の事故に限り、前契約と同条件で補償します。P.15に記載のしっかり更新サポートの対象外となるご契約(弊社から自動更新されないことをご連絡したご契約を含みます。)に適用されます。

●年齢条件特約の不適用に関する特約

年齢条件の変更を「うっかり」忘れて年齢条件対象外の方が運転中に起こした事故(無免許運転中の事故は対象となりません。)についても、本来適用すべき保険料と現在の適用保険料との割合に応じて保険金を削減してお支払いします。年齢条件が設定されたご契約に自動セットされます。

※対人賠償責任保険・対物賠償責任保険のみが対象となります。※示談交渉等は行いません。

●家族限定特約、本人・夫婦限定特約(これらの特約の中に、以下のうっかりサポート機能が組み込まれています。)

始期日*5時点で家族限定特約または本人・夫婦限定特約に定める運転者の範囲内であった方が、その後の続柄の変更等により補償対象外となった後に運転して起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*5 保険期間の途中でこれらの特約をご契約いただいた場合は、その時点をいいます。

12 保険料

保険料はご契約の保険金額、適用される等級等により異なります。具体的な保険料については代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたっての保険料は、申込書等に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

13 保険金をお支払いしない主な場合

P.3からP.6の“保険金をお支払いしない主な場合”をご確認ください。

! お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、「ご契約のしおり(約款)」に掲載している普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

14 告知義務・通知義務等

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。告知事項は、「告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。
通知義務	申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知事項は、「告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご契約内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

ご契約のお車を変更する場合

ご契約のお車を、新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合

ご契約のお車を譲渡する場合

※ご契約のお車を譲渡された場合、このご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。

記名被保険者や運転される方の範囲・年齢条件を変更する場合

必ずご連絡ください。

●ご契約者の住所等を変更した場合には遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

●事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください(補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。)。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

●告知事項・通知事項 一覧

★ 告知事項	●記名被保険者のご住所、お名前、免許証の種類(色)　●他の保険契約等 ●ご契約のお車の仕様*6、初度登録(初度検査)年月、HV・EV区分(ハイブリッド車・電気自動車)*7 ●ノンフリート契約をお申込みされるご契約者へのご確認事項
☆ 告知事項かつ通知事項	●ご契約のお車の型式*8、登録番号(車両番号)、用途・車種、車両所有者、使用目的、排気量*9、イモビライザー(有無)*6、特殊車両区分(福祉車両、教習車、レンタカー)、使用の本拠地*10 ●前契約(証券番号、会社名、等級、保険期間、事故件数)*11

※上記項目名は異なることがあります。

*6 車両保険をご契約の場合
*7 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、始期日(長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合(プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車および圧縮天然ガス自動車(CNG車)も対象です。福祉車両の場合を除きます。)
*8 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)の場合、および自家用乗用車(普通・小型)以外で車両保険をご契約の場合
*9 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)で、型式が不明の場合
*10 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約をご契約で、登録番号(車両番号)が不明の場合
*11 ノンフリート等級を適用しているご契約の場合(メリット・デメリット率を適用していたフリート契約が前契約の場合を除きます。)

! 正しく告知・通知いただけない場合は、ご契約を解除することがあります。
ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

15 補償の重複に関するご注意

以下の補償・特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が既に他の保険でこれらと同種の保険商品をご契約されているときには、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。
なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、以下の補償・特約をご契約されたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

①人身傷害保険
保険金額が無制限のご契約がある場合、歩行中の補償等が重複することがあります(ご契約のお車に関する人身傷害事故限定補償特約をご契約された場合、補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定することができます。)。

②個人賠償責任補償特約
国内事故の保険金額が無制限のため、複数ご契約すると補償が重複します。

③ファミリーバイク特約
対人賠償責任保険、対物賠償責任保険(「人身傷害あり」の場合は人身傷害保険)の保険金額がいずれも無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

16 満期を迎えるとき（しっかり更新サポート）

弊社は、ご契約が満期を迎えるとき、ご契約の更新手続きについて、「早期」に「しっかり」とお客様にご案内します。安心してご契約手続きをしていただくための仕組みが「しっかり更新サポート」です。

しっかり更新サポートの対象契約

ご契約時に、更新特約をご契約されている場合に対象となります。保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。

サポート内容

しっかり① 更新のご案内	しっかり② 万が一の際の「更新バックアップ」
満期日の2か月前をめどに、封書にて更新のご案内（「更新ガイドブック」）をお送りします。このご案内で、更新後のご契約内容を「しっかり」ご検討いただくことができます。更新のご案内が到着後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。	万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新されない旨のお申出がない場合は、更新特約にもとづき、更新前のご契約と同様*1のご契約内容にてご契約を「しっかり」自動更新（更新バックアップ）します。 *1 車両保険の保険金額については、更新時のご契約のお車と同等（同一の用途・車種、初度登録年月等）のお車の市場販売価格相当額等に見直したうえでの自動更新（更新バックアップ）となります。また、その他の内容も一部変更となる場合があります。

※保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり自動更新（更新バックアップ）されず、下記「更新後契約における事故発生時の取扱い」の適用はありません（『自動車保険「自動更新」停止のお知らせ』をお送りします。）。
※更新特約を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新（更新バックアップ）された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（保険証券は発行しません。）。
※所定の条件により、ご契約が自動更新（更新バックアップ）されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

更新後契約における事故発生時の取扱い

更新特約を適用した更新後契約において事故が発生した場合、以下の条件をすべて満たすときには、初回保険料*2が払い込まれたものとして保険金をお支払いします。
（1）保険契約継続証に初回保険料*2の払込期日の記載があること。
（2）事故の発生の日が初回保険料*2の払込期日以前であること。
（3）事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること（更新前契約に保険料払込期日がない場合は、更新前契約の保険料の全額が払い込まれていること。）。
*2 一時払保険料を含みます。

17 Web約款について

「ご契約のしおり（約款）」の提供方法について、「冊子の送付」か「Web約款（弊社ホームページ上でご覧いただく方法）」かをご選択ください。Web約款を新規にご選択いただいた場合は、弊社より契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。
弊社は、地球温暖化防止活動を推進しています。

Green Gift

【 Web約款イメージ 】※実際の画面は変更となる場合があります。

<表紙>

<約款>

<デジタルブックの使い方>

18 個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ*3各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
*3 「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）をご参照ください。

19 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について

●満期返れい金・契約者配当金はありません。
●解約時に解約返れい金をお支払いできる場合があります。

20 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約時にご契約者または補償を受けられる方に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
●以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
・ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
・ご契約時に、ご契約のお車が実在していない場合や他人に譲渡等をされていた場合、車検が切れている場合や登録を抹消していた場合（もっぱら公道以外を走行する場合やお車の財産的価値を補償する目的で車両保険をご契約している場合等を除きます。）
●以下に該当する事由がある場合には、弊社はご契約を解除することができます。
・ご契約者や補償を受けられる方が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し補償を受けられる方に詐欺の行為があった場合　等

21 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

1. ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。
2. 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
3. ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
4. 損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行っています。確認内容は、これらの目的以外には用いません。
5. 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
6. 現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

   ・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
   ・新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
   ・新たなご契約の等級の進行が、解約されない場合と比べて不利になることがあります。
7. ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこのご契約の権利および義務が移転します。
8. 中断制度の改定に伴い、既に中断証明書をお持ちの方は、お手持ちの中断証明書の記載内容にかかわらず中断制度が適用できる場合があります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
9. 代理店および弊社の責によらない通信手段・端末の障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったため、または通信経路等での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したため、ご契約者または補償を受けられる方に生じた損害については、ご契約の代理店および弊社はその責任を負いかねますのでご了承ください。

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。
0120-071-281
受付時間：平日 午前9時～午後8時／土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

（社）日本損害保険協会
保険会社との間で問題を解決できない場合は、「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関をご紹介します。
0120-107-808
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時～午後6時（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

Ⅱ ご契約後にご注意いただきたいこと

❶ クーリングオフしたいとき（クーリングオフ説明書）

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

クーリングオフできる場合

保険期間が1年を超えるご契約が対象です。ご契約者がご契約を申し込まれた日またはこの説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効。普通便で可。)であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフの通知方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください(右の<記入例>をご参照ください。)。ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

ご返金について

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料は、速やかにご契約者にお返しします。また、弊社およびご契約の代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約者からのお申出によりご契約を解除される場合は、始期日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

＜記入例＞

下記の保険契約を
クーリングオフします。
申込人住所
氏名 ㊞
電話 自宅 （ ）
勤務先 （ ）
・申込日:
・保険種類:トータルアシスト自動車保険
・証券番号＊1:
・ご契約の営業店:
・ご契約の代理店:

郵便はがき
100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
日本ビルヂング13階
東京海上日動事務アウトソーシング㈱内
東京海上日動火災保険株式会社
クーリングオフ受付係 行

＊1 申込書控の右上に記載しております。

以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- **保険期間が1年以下のご契約**(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 通信による契約申込に関する特約により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)等

なお、既に保険金をお支払いする事由が生じており、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

❷ 解約されるとき

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

●解約と解約返れい金について

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。

●ご契約の中断制度について

ご契約を一旦中断したうえで＊2、中断後の新たなご契約に中断前のご契約に適用されていた等級と同等の等級(中断前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級)を適用できる制度があります(中断後のご契約に7等級が適用される場合、中断前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。)。なお、本制度のご利用には、ご契約の中断日(解約日または満期日)から5年以内に、ご契約の代理店または弊社に、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

＊2 中断の事由が、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれらに伴い既に所有する別のお車と入替を行った場合、ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合、記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に解約日または満期日がある場合に限ります。

❸ 事故が起こったとき

❶ 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
❷ 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- 自動車検査証等のお車の詳細を確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

❸ 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
❹ 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、「Ⅲお支払いする保険金の概要一覧」(P.18、19)をご確認ください。
❺ 損害が生じたことにより補償を受けられる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
❻ 弊社が、全損として車両保険金をお支払いした場合、弊社はご契約のお車について補償を受けられる方が持っている所有権その他の物権を取得することがあります。
❼ 弊社は、以下の場合に対人賠償保険金・対物賠償保険金をお支払いします。
1.補償を受けられる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2.相手方が補償を受けられる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3.補償を受けられる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
4.補償を受けられる方が相手方に賠償金をお支払いする前に、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
❽ 人身傷害保険で補償を受けられる方が死亡された場合、補償を受けられる方の法定相続人および父母・配偶者または子が保険金請求権者となります。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。

❹ 保険会社破綻時の取扱い等

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%＊3まで補償されます。

＊3 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%まで補償されます。

Ⅲ お支払いする保険金の概要一覧

ご契約いただく補償・特約について、それぞれ以下のとおり保険金をお支払いします。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または弊社にお問い合わせください。

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
賠償に関する補償	対人賠償責任保険	対人賠償保険金	ご契約のお車の事故により、お車に乗車中の方や歩行者等を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		対人臨時費用保険金	対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	対物賠償責任保険	対物賠償保険金	ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	対物超過修理費特約	対物超過修理費用保険金	対物賠償保険金をお支払いする場合で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担するときに、修理費と時価額の差額に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。
	弁護士費用特約	弁護士費用保険金等	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、保険金をお支払いします。あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。
	法律相談費用補償特約	法律相談費用保険金	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求に関する弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用に対して、保険金をお支払いします。
ご自身の補償	人身傷害保険	人身傷害保険金	補償を受けられる方が自動車事故によりケガ・死亡された場合や、後遺障害を被られた場合に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
	傷害一時金保険	傷害一時金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、入院または通院した日数の合計が5日以上となったときに、保険金をお支払いします(5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。)。
	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用保険金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が病院等に3日以上入院したときに、補償を受けられる方1名あたりの支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。支払限度額は入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円(退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円)ずつ加算されます。ただし、180万円を上限とします。
		転院移送費用保険金	人身傷害諸費用保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が2日以上ICUでの治療を受け、その他の病院等に転院移送する必要が生じたときに、その負担した費用に対して、保険金をお支払いします(事故発生の日からその日を含めて180日以内に転院移送した場合の費用がお支払いの対象です。ただし、1事故について1名あたり1回の移送に限り、100万円を上限とします。)。
お車の補償	車両保険	車両保険金	事故によりご契約のお車に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両運搬費用・盗難車両引取費用・共同海損分担費用をお支払いできる場合があります。
	車両全損時諸費用補償特約	全損時諸費用保険金	ご契約のお車が全損となった場合に、保険金をお支払いします。
	車両新価保険特約	車両保険金(新価払)	新たに購入したご契約のお車が事故(盗難され発見されない場合を除きます。)により、以下①～③のいずれかの大きな損傷を受け、新車に買い替えた場合等に、実際にかかる新車再購入費用等を協定新価保険金額を限度にお支払いします。 ①ご契約のお車が修理できないとき ②ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となるとき ③ご契約のお車の修理費が協定新価保険金額の50%以上となるとき
		再取得時諸費用保険金	新車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、保険金をお支払いします。
	おくるま搬送時選べる特約	車両搬送時諸費用保険金	事故または故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合に、補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。
	車両搬送費用補償特約	車両搬送費用保険金	事故や故障、盗難によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等へ搬送された場合に必要となる車両搬送サービスを受けたことで生じた車両搬送費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故等について10万円を上限とします。